

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 2 年 12 月 23 日

鳥取県立図書館長 網浜 聖子

1 調達内容

(1) 業務の名称

鳥取県立図書館労働者派遣業務（蔵書点検作業）

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和 3 年 1 月 26 日から令和 3 年 2 月 4 日まで

(4) 入札方法

入札は紙入札により行い、郵便等での入札は認めない。

なお、入札に当たっては、派遣労働者 1 人の就業日数 1 日当たりの派遣料金（単価）を入札金額として入札書に記載すること。

なお、派遣料金の請求に当たっては、入札書に記載した金額に実績日数の合計を乗じて得た金額に当該金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 110 分の 10 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額を入札書に記載すること。

また、この調達は単価契約によるものである。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 30 年鳥取県告示第 519 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が人材派遣に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県立図書館

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-0017

鳥取市尚徳町 101

鳥取県立図書館総務課

電話 0857-26-8155

電子メール toshokan@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

(1) に同じ

(3) 入札説明書等の交付方法

令和2年12月23日(水)から令和3年1月13日(水)までの間にインターネットのホームページ(鳥取県立図書館のホームページ(<http://www.library.pref.tottori.jp/>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年12月23日(水)から令和3年1月13日(水)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)に規定する鳥取県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年1月19日(火) 午前11時

即時開札

イ 場所

〒680-0017

鳥取市尚徳町101

鳥取県立図書館2階 大研修室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、2回目以降の入札は、入札書のみを提出すること。

また、郵送等による入札書の提出は不可とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格を有する者であることを証する書類を、令和3年1月13日(水)正午までに4の(1)の場所に郵送又は持参により提出し、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。なお、郵送により提出する場合は、同日正午までに必着とする。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。